

徳島県告示第四百四十九号

平成十四年徳島県告示第千六十四号（口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報（定める件）の一部を次のように改正し、令和三年六月十八日から施行し、同日以後に実施する試験に係る保有個人情報について適用する。

令和三年六月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

表徳島県職業能力開発校訓練生入校試験の項の次に次のように加える。

家畜人工授精に関する講習会の修業試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から一月間	畜産振興課
--------------------	-------------	-------------	-------